

政令第 号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項から第五項まで、第六条第二項第三号、第十五条第一項ただし書及び第二十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

- 第二条第二号ロ中「六のイの(4)の1の項」を「六のイの(3)の1の項、(4)の1の項」に改め、同条第三号中「別表第一の表二の第二の(2)、(4)の1の項、(6)、(8)、(12)、(13)、(17)及び(18)」を「別表第一の表二の第二の(4)、(7)の1の項、(8)、(10)、(12)、(16)、(17)、(22)、(25)及び(26)」に改める。

別表第一の表一の第一の一のイ中「シ」を「ヒ」に改め、同表の第一の一のイの(1)中「シ」を「ヒ」に改め、同表の第一の一のホ中「シ」を「ヒ」に改め、同表の第一の一のホの(1)中「シ」を「ヒ」に改める。

別表第一の表二の第一の一に次のように加える。

ニ 鱒田 <small>マスノ</small>	
(1) ねずみ科	
1	<i>Diplothrix legata</i> (ケナガネズミ)
2	<i>Tokudaia muenninki</i> (オキナウトゲネズミ)
3	<i>Tokudaia osimensis</i> (アマミトゲネズミ)
4	<i>Tokudaia tokunoshimensis</i> (トクノシマトゲネズミ)

別表第一の表二の第一の二のイに次のように加える。

(2) かなへび科	
1	<i>Takydromus toyamai</i> (ミヤコカナヘビ)

別表第一の表二の第一の四のイに次のように加える。

(2) いもり科	
1	<i>Echinotriton andersoni</i> (イボイモリ)

別表第一の表二の第一の四中イをロとし、その前に次のように加える。

イ 無尾目	
(1) あかがえる科	
1	<i>Babina holsti</i> (ホルストガエル)
2	<i>Babina subaspera</i> (オットンガエル)
3	<i>Limnectes namiyei</i> (ナミユガエル)
4	<i>Odorrana ishikawae</i> (オキナクイシカワガエル)
5	<i>Odorrana splendida</i> (アマニイシカワガエル)

別表第一の表二の第一の五のイの(1)の1の項中「*Leptobotia curta*」を「*Parabotia curtus*」に改め、同表の第一の六のイの(3)中6の項を7の項とし、2の項から5の項までを一項ずつ繰り下げ、1の項を2の項とし、同項の前に次の一項を加える。

1	<i>Agapanthia japonica</i> (フサヒゲルリカハシキリ)
---	--

別表第一の表二の第一の六のイの(4)に次の一項を加える。

5	<i>Hydaticus thermectoides</i> (マダラシムゲンコロウ)
---	---

別表第一の表二の第一の六のイの(5)に次の二項を加える。

2	<i>Neolucanus okinawanus</i> (オキナワマルバネクワガタ)
3	<i>Neolucanus protogeneticus hamaii</i> (ウケジママルバネクワガタ)

別表第一の表二の第一の六のハの(1)の2の項中「*Shijimia moorei*」を「*Shijimia moorei moorei*」に改め、同項を同表の第一の六のハの(1)の4の項とし、同表の第一の六のハの(1)の1の項の次に次の二項を加える。

2	<i>Maculinea teleius kazamoto</i> (コマシジミ本州中部亜種)
3	<i>Plebejus subsolanus iburiensis</i> (アサマシジミ北海道亜種)

別表第一の表二の第一の六のハの(2)中1の項を2の項とし、同項の前に次の一項を加える。

1	<i>Melitaea protomedia</i> (ウスイロヒョウモンモドキ)
---	---

別表第一の表二の第一の六中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ	ばった目
---	------

(1) ぼった科

1 *Celes skalozubovi akitanus* (アカハネバツダ)

別表第一の表二の第二中(18)を(26)とし、(17)を(22)とし、その次に次のように加える。

(23) ななげしだ科

1 *Tectaria fauriei* (コモチナバケシダ)

2 *Tectaria kusukusensis* (ナガバウスバシダ)

(24) ひめしだ科

1 *Thelypteris gracilenscens* (シマヤクラシダ)

(25) おみなえし科

1 *Patrinia triloba* var. *kozushimensis* (シマキンレイカ)

別表第一の表二の第二の(16)の1の項中「*Callianthemum insigne* var. *hondoense*」を「*Callianthemum ho*

ndoense」に改め、同表の第二の(16)を同表の第二の(20)とし、その次に次のように加える。

(21) ゆきのした科

1 *Deutzia yaeyamensis* (ヤエヤマヒメクワシギ)

別表第一の表二の第二中(15)を(19)とし、(11)から(14)までを(15)から(18)までとし、同表の第二の(10)中13の項を20の項とし、12の項を18の項とし、同項の次に次の一項を加える。

19 *Thrixspernum fantasticum* (ハガクレナガミラン)

別表第一の表二の第二の(10)の11の項中「*Platanthera sonoharai*」を「*Platanthera sonoharae*」に改め、同項を同表の第二の(10)の17の項とし、同表の第二の(10)中10の項を15の項とし、同項の次に次の一項を加える。

16 *Phaius mishmensis* (ヒメカクラン)

別表第一の表二の第二の(10)の9の項中「*Liparis elliptical*」を「*Liparis viridiflora*」に改め、同項を同表の第二の(10)の13の項とし、同項の次に次の一項を加える。

14 *Macodes petola* (ナンバンカメモラン)

別表第一の表二の第二の(10)中8の項を11の項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 *Hancockia uniflora* (ヒメクワラン)

別表第一の表二の第二の(10)の7の項中「*Cypridium macranthum* var. *speciosum*」を「*Cypridium mac*

ranthos var. *speciosum*] に改め、同項を同表の第二の(10)の10の項とし、同表の第二の(10)の6の項中「*Cypr*
ipedium macranthum var. *rebunense*] を「*Cypripedium macranthos* var. *rebunense*] に改め、同項を同表
の第二の(10)の9の項とし、同表の第二の(10)の5の項中「*Cypripedium macranthum* var. *hotaiatsumorianum*
」を「*Cypripedium macranthos* var. *macranthos*] に改め、同項を同表の第二の(10)の8の項とし、同表の第
二の(10)中4の項を7の項とし、3の項を6の項とし、2の項を4の項とし、同項の次に次の一項を加える。

5	<i>Cryptostylis arachnites</i> (オオスズムシラン)
---	---

別表第一の表二の第二の(10)中1の項を3の項とし、同項の前に次の二項を加える。

1	<i>Anoetochilus formosanus</i> (キバナシユスラン)
2	<i>Anoetochilus koshunensis</i> (コウシユンシユスラン)

別表第一の表二の第二中(10)を(14)とし、(9)を(13)とし、同表の第二の(8)の1の項中「*Melastoma tetramerum*」
を「*Melastoma tetramerum* var. *tetramerum*] に改め、同表の第二の(8)を同表の第二の(12)とし、同表の第二
の(7)中1の項を2の項とし、同項の前に次の一項を加える。

1	<i>Lycopodium fargesii</i> (ヒメスギラン)
---	-------------------------------------

別表第一の表二の第二中(7)を(11)とし、(6)を(10)とし、(5)を(9)とし、その前に次のように加える。

(8) りんどう科

1 *Gentiana yakushimensis* (ヤクシマリンドウ)

別表第一の表二の第二中(4)を(7)とし、(3)を(6)とし、その前に次のように加える。

(5) こばのいしかぐ虫科

1 *Microlepidia obtusiloba* var. *angustata* (ホソバロウシユンシダ)

別表第一の表二の第二中(2)を(4)とし、その前に次のように加える。

(3) めしだ科

1 *Athyrium yakusimense* (ヤクシマタニヌワラビ)

2 *Cornopteris banaoensis* (ホソバシケチシダ)

3 *Diplazium kawakami* (アオイガララビ)

別表第一の表二の第二の(1)中1の項を3の項とし、同項の前に次の二項を加える。

1 *Asplenium formosae* (マキノシダ)

2	<i>Asplenium griffithianum</i> (フササジラン)
---	---

別表第一の表二の第二中(1)を(2)とし、その前に次のように加える。

	(1) さといも科
1	<i>Rhaphidophora kortharthii</i> (サキシマハブカズラ)
2	<i>Rhaphidophora Iiukuensis</i> (ヒメハブカズラ)

別表第二の表一の第一の一のイ中「がんかも田」を「かも田」に改め、同表の第一の一のイの(1)中「がんかも科」を「かも科」に改め、同表の第一の一のチ中「わしたか田」を「たか田」に改め、同表の第一の一のチの(1)中「わしたか科」を「たか科」に改める。

別表第二の表二の第一の二のイ中「がんかも田」を「かも田」に改め、同表の第一の二のイの(1)中「がんかも科」を「かも科」に改め、同表の第一の二のイ中「わしたか田」を「たか田」に改め、同表の第一の二のイの(1)中「わしたか科」を「たか科」に改める。

別表第三の第一の(4)の1の項中「*Callianthemum insigne* var. *hondoense*」を「*Callianthemum hondoense*」に改め、同表の第一の(4)を同表の第一の(5)とし、同表の第一の(3)を同表の第一の(4)とし、同表の第一の

(2) 中4の項を5の項とし、同表の第一の(2)の3の項中「*Cypripedium macranthum* var. *speciosum*」を「*Cypripedium macranthos* var. *speciosum*」に改め、同項を同表の第一の(2)の4の項とし、同表の第一の(2)の2の項中「*Cypripedium macranthum* var. *rebunense*」を「*Cypripedium macranthos* var. *rebunense*」に改め、同項を同表の第一の(2)の3の項とし、同表の第一の(2)の1の項中「*Cypripedium macranthum* var. *hoteia tsumorianum*」を「*Cypripedium macranthos* var. *macranthos*」に改め、同項を同表の第一の(2)の2の項とし、同項の前に次の一項を加える。

1	<i>Anoetochilus formosanus</i> (ギバチジュスラン)
---	---

別表第三の第一の(2)に次の一項を加える。

6	<i>Macodes petola</i> (チャンバンカメラン)
---	-----------------------------------

別表第三の第一の(2)を同表の第一の(3)とし、同表の第一の(1)の次に次のように加える。

(2)	りんどう科
-----	-------

1	<i>Gentiana yakushimensis</i> (ヤクシムランドウ)
---	--

別表第三の第一に次のように加える。

(6) ななぼけしだ科	
1	<i>Tectaria fauriei</i> (コモチナナバケシダ)

別表第四の第一の二の二中「わしたか田」を「たか田」に改め、同表の第一の二の二の一の項中「わしたか科」を「たか科」に改める。

附 則

この政令は、平成二十八年三月十五日から施行する。

理由

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図るため、国内希少野生動植物種としてケナガネズミ等を追加する等の必要があるからである。